

会則（案）変更箇所の説明

条（新）	説明
第1条	変更なし。
第2条	同窓会の目的として、会員間の関係強化、母校の教育支援を明確にすると共に、社会の一員として活動することを明言した。
第3条	「北畠会館」を追加して、所在地を明確にした。
第4条	毎年実行している事業について、表現を汎用化するとともに、項目も追加して、現状に合わせた。
第5条	支部定義の表現を整理するとともに、その設置等の詳細を定めた細則「支部設置および認定、運営に関する細則」（報 2-18）へのつなぎを記述した。 新たに、任意組織の定義を行い、その設置等の詳細を定めた細則「任意組織の設置および認定、運営に関する細則」（報 2-19）へのつなぎを追加した（第2項新設）。
第6条	中途転出者への対応を新たに追加し、全体として表現を整理した。
第7条	第2項を追加して、会費の支払い義務を明記した。
第8条	処分を行う場合には、役員会での調査が必要であることを追加した。一方的な処分が行われないように配慮したものである。
第9条	名誉会長は、幹事総会で選任される役員ではないので、役員から除外して、第15条で定義するようにした。役員の定数について、若干名という表現を外し、固定値にした。理由は、名誉職的な役員等の就任を排除するためである。2年毎の改選を明記し、全体の表現を整理した。
第10条	監事の任期を4年として重任を禁止したのは、業務執行および会計を監査する監事がコンプライアンス体制の構築の重要な役職であり、その立場に長期就任することの弊害を考慮したものであるが、監査の継続の必要性から2年ごとに1名の改選とした。第9条で役員数を限定したことから、常任幹事会の承認だけで、欠員補充や臨時的業務拡大に対処する特任の役員（副会長および書記）の配置を、タイムリーにできるようにした。
第11条	文言の整理（内容の変更なし）を行い、旧会則第6項は幹事総会へ報告義務を付加して新会則案第10条第3項へ移動した。
第12条	役員会の構成、招集、職務、権限等を整理した。第10条で選任された特任の役員は、幹事総会での承認を得ていないことから、役員会の構成員ではないことを明記した。また、役員会には、委員長だけでなく副委員長の出席も可能にし、その運営等の詳細を定めた細則（報 2-16）へのつなぎを追加した。
第13条	幹事の出身母体（卒業期や支部・任意組織等）や選出のされ方により、1号、2号および3号幹事として明確化を図り、その任期も明記した。校内幹事は、普通会員の教職員（校長・教頭を除く）と定義し、その人数が少ない場合の対応を第5項に記載した。幹事・校内幹事は幹事総会で執行部の会務処理内容を承認する立場であることから、役員に就任した場合は、その時点で幹事・校内幹事を退任することを第7項で明記した。
第14条	文言の整理を行い、同窓会幹事としての役割ではない内容を記述した旧会則第1項は削除した。
第15条	名誉会長、特別顧問、顧問、相談役および参与の定義を行なった。名誉会長は旧会則第9条から移動、特別顧問はすでに存在していたが旧会則に定義されていなかったので明記、参与は新しく追加した。全てにおいて、本人の就任承諾を条件とした。
第16条	常任幹事の定義および任期を明記した。旧会則第16条の構成、招集、運営等については新会則案第17条へ、委員会会務については新会則案第19条へ移動した。
第17条	常任幹事会の構成、招集、職務、権限、議決等について、旧会則第16条の文言の見直しを行い整理した。
第18条	委員会の構成、委員の委嘱、委員長・副委員長の指名方法を明記した。委員長、副委員長は常任幹事会の構成員となることから、幹事総会で承認された役員で組織す

	る役員会の意見をもとに会長が指名することとした。また、委員会の運営についての細則「委員会の運営に関する細則」(報 2-17)へのつなぎを追加した。
第19条	設置する委員会を明記し、旧会則第16条に記述されていた委員会会務について内容を整理し、本条へ移動して記載した。また、旧会則第17条を本条第9項に掲載した。
第20条	旧細則の「役員の選出細則」にしか記述がなかった指名委員会を会則の条文で明確に定義し、その運営等の詳細を、細則「役員選出に関する細則」(報 2-21)につないだ。
第21条	旧会則第18条および第19条の文言を整理して記述するとともに、運営の詳細を「幹事総会の運営に関する細則」(報 2-14)につないだ。
第22条	幹事総会決議事項の報告について、旧会則第19条から分離して記載した。実際に行われていない同窓懇談会での報告義務を条文から削除し、同窓会 Web サイトでの報告を義務つけた。
第23条	旧会則第20条の文言を見直して修正した。
第24条	すでに実施されている特別事業(新奨学金制度と特別会計)は、細則にて定義されているが会則には存在しないので、新規に条文設置を行なった。特別事業を行うためには細則を制定することを必要とし、特別会計を組むことも可能として、ともに常任幹事会の承認事項とした。また、特別事業の計画、報告、予算、決算、監査報告は常任幹事会と幹事総会の承認が必要とした。特別事業を、通常事業や本会計とは別途に安易に設置し運営できないように、コンプライアンス体制の構築の観点から条文設置を行なったものである。
第25条	旧会則第21条の文言を見直し整理した。
第26条	収入に関する旧会則第22条、第23条および第24条に内容を整理し、文言の見直しを行なった。事業収入や特別事業のための寄付金も収入原資とすることを可能とした。会費についての詳細を「会費等に関する細則」(報 2-24)につないだ。
第27条	委員会および事務局支出経費の支出について、コンプライアンス体制の構築の観点から新たに条文設置を行ない、「同窓会活動および経費支出に関する細則」(報 2-24)につないだ。
第28条	すでに実施されている本会計から特別会計への資金移動について、会則に記述がなかったため、コンプライアンス体制の構築の観点から新たに条文設置を行なった。
第29条	現在基金は設けていないので、旧会則第25条の文言を現状に合わせた。
第30条	すでに設置され長年運営されている事務局の定義が会則に無かったので、コンプライアンス体制の構築の観点から新たに条文設置を行なった。
第31条	すでに事務局長および事務局員が存在し、その業務に対する対価も支払われているが、その内容の記述が会則に無かったので、コンプライアンス体制の構築の観点から新たに条文設置を行なった。特に、幹事(常任幹事を含む)、役員はボランティアであることから、対価の発生する事務局長および事務局員との兼務は第5項で禁止した。
第32条	事務局経費の支出に関しては、事務局長が執行し、財務委員長に報告する義務を明示し、その運営を細則「同窓会活動および経費支出に関する細則(報 2-24)」に則るよう指示した。コンプライアンス体制の構築の観点から新たに条文設置を行なったものである。
第33条	旧会則第26条の内容に、「役員選出に関する細則」と「会費等に関する細則」の変更には幹事総会の承認も必要なことを付加した。
第34条	旧会則第27条の文言の見直しを行なった。
第35条	旧会則第28条の内容に、常任幹事会での承認も必要なことを付加した。
第36条	旧会則第29条の施行日の変更を記載した。

細則（案）変更箇所の説明

(旧細則)「会議の招集・成立・決議細則」を、新細則案では幹事総会、常任幹事会、役員会、委員会の運営に関する細則に分割し、各々について以下のように整備した。	
幹事総会の運営に関する細則（旧細則を分割して新設）	
第1条	旧細則第1条の招集に関する内容に必要な事項を追加し、整理して記述した。
第2条	旧細則第1条の臨時幹事総会の招集について必要な事項を追加し、整理して記述した。第2項では、郵送や電子通信手段を利用して臨時幹事総会を開催できることとした。これは、緊急に幹事の承認を得なければならない時に、機動的にその機会を設定できるようにするものである。
第3条	会議の成立要件であり、旧細則第1条の文言を見直したものである。
第4条	旧細則に記述が無い会議の運営方法について、新規に記述した。幹事総会なので、議長は幹事から選出されるように第1項で定め、第2項で議長の職務を定めた。
第5条	旧細則第1条の議決について必要な事項を追加し、整理して記述した。
第6条	旧細則に記述が無い議事録について、その作成を明記した。
常任幹事会の運営に関する細則（旧細則を分割して新設）	
第1条	旧細則第2条の招集に関する内容に必要な事項を追加し、整理して記述した。特に、遠隔地からの会議出席の便宜のために、ネット会議システムの利用で出席できるようにした。また、第6項では、電子通信手段を利用して会議を開催できることとした。これは、緊急に常任幹事の承認を得なければならない時に、機動的にその機会を設定できるようにするものである。
第2条	会議の成立要件であり、旧細則第2条の文言を見直したものである。
第3条	旧細則に記述が無い会議の運営方法について、新規に記述した。
第4条	旧細則第2条の議決について必要な事項を追加し、整理して記述した。
第5条	旧細則に記述が無い議事録について、その作成を明記した。
役員会の運営に関する細則（新設）	
第1条	旧細則に記述がないので、招集に関する内容を整理して記述した。特に、遠隔地からの会議出席の便宜のために、ネット会議システムの利用で出席できるようにした。また、第4項では、電子通信手段を利用して会議を開催できることとした。これは、緊急に役員会の承認を得なければならない時に、機動的にその機会を設定できるようにするものである。
第2条	旧細則に記述が無いので、会議の成立要件を明記した。
第3条	旧細則に記述が無いので、会議の運営方法について記述した。
第4条	旧細則に記述が無いので、議決について記述した。
第5条	旧細則に記述が無いので、議事録の作成を明記した。
委員会の運営に関する細則（旧細則を分割して新設）	
第1条	旧細則第2条の招集に関する内容を整理して記述した。旧細則第2条にある委員からの要求による委員会招集については削除した。これは、委員会の性格上必要のない内容であると考えたからである。第2項では、電子通信手段を利用して会議を開催できることとした。これは、緊急に委員の意見を聞きたい時に、機動的にその機会を設定できるようにするものである。
第2条	旧細則に記述が無いので、会議の運営方法について記述した。
第3条	旧細則第2条の議決について内容を整理して記述した。
第4条	旧細則に記述が無いので、記録と報告を義務つけた。
支部設置および認定、運営に関する細則（新設）	
地域の会員が集まり、一定の要件を整えた場合は、支部として認定し、その活動を積極的に本部が支援することを基本とする。その場合、支部活動の自主性・独自性を尊重し、支部会員の納めた会費内で補助金を支出できるようにした。義務として、事業活動や決算報告、個人会費の納入	

	促進への協力を求めている。
第1条	細則の目的を明記した。
第2条	申請方法と要件を明記した。(要件については、総務委員会内で検討した内容を提案したものであり、今後広く議論を行って固めていくことが必要であると考える。)
第3条	認定方法を明記した。
第4条	義務を明記した。
第5条	禁止事項を明記した。
第6条	本部との連携内容について明記した。
第7条	認定取り消しを明記した。
附則	すでに認定されている支部の申請不要を明記した。
任意組織の設置および認定、運営に関する細則(新設)	
一定の条件で会員が集う組織について、要件を整えた場合に任意組織として認定し、その活動に本部が一定の便宜を付与することを基本とする。	
第1条	細則の目的を明記した。
第2条	申請方法と要件を明記した。
第3条	認定方法を明記した。
第4条	義務を明記した。
第5条	本部との連携内容について明記した。
第6条	認定取り消しを明記した。
附則	すでに認定されている任意組織の申請不要を明記した。
役員選出に関する細則(旧会則: 役員の選出細則)	
第1条	細則の目的を明記した。
第2条	旧細則第1条および第6条の文言を見直し、整理して記述した。
第3条	旧細則第2条で定義している指名委員数を3名から5名に変更した。これは、一人の指名委員にかかる負担の軽減、幹事総会からの指名委員比率(旧細則は3名中1名=33%、新細則案では5名中2名=40%)を高めることを目的とした。
第4条	旧細則第2条の内容を変更し、1号指名委員、2号指名委員および3号指名委員を定義した。慣例として常任幹事会で選出された指名委員となっていた総務委員会委員長を1号指名委員として明記した。それは、新細則案第6条で、1号指名委員が指名委員会の委員長に就任し、常任幹事会および幹事総会で議事進行を行うこととなっているため、その重責を考慮したものである。また、校内幹事長はすでに校内幹事の中から互選されているので、2号指名委員として明記した。3号指名委員は、常任幹事の中から互選されることも明記した。会則を恣意的に運用できないように配慮した。
第5条	旧細則第2条の内容を変更し、4号指名委員および5号指名委員を定義した。また、各指名委員への立候補および選出方法を明記した。
第6条	旧細則第4条、第5条、第6条の内容を整理し、指名委員会の活動を明記した。
第7条	旧細則第3条の文言を見直した。
第8条	指名委員の活動への協力を明記した。(追加の条文)
顧問会の活動に関する細則(旧細則: 顧問・相談役細則)	
顧問会に関することを定義し、新会則案第15条で定めている内容は削除した。	
第1条	旧細則第5条および第6条の文言を見直し、顧問会構成員および代表顧問を定義し、代表顧問の任期を明記した。
第2条	旧細則第3条の文言の見直しを行い、第2項において会則第15条で定める特別顧問等の役職者の顧問会への参画を付加した。
第3条	旧細則第2条および第3条の整理を行い、文言の見直しを行なった。

会費に関する細則（旧細則：会費細則）	
第1条	旧細則に記述のない個人入会費を明記した。（条文追加）
第2条	旧細則第1条の文言の見直しを行なった。なお、期年会費は、2重徴収との批判があること、および近年の納入実績が少ないことから廃止することにした。
入会に関する細則（旧細則：入会細則）	
第1条	旧細則第1条の文言の見直しを行なった。母校中途退学者および中途転出者への対応を明記した。
第2条	旧細則第2条の文言の見直しを行なった。
同窓会活動および経費支出に関する細則（新設）	
新会則案の第27条第3項および第32条の定めに従った細則の設置（新設）である。コンプライアンス体制の構築の観点から制定するものである。	
第1条	目的を明記した。
第2条	経費支出の範囲を明記した。
第3条	定める規程（業務委託費規程、旅費規程、事務局経費支出規程および渉外費等支出規程）を明記した。
第4条	規程の施行・改廃について定めた。
業務委託費規程（新設）	
事務局長および事務局員の業務の委託について定めたものである。雇用は、税金、保険、休暇等の対応が求められる可能性があるので、業務委託とした。	
旅費規程（新設）	
役員、常任幹事、委員の同窓会活動は無償としているが、会議や活動等において公共交通機関等を利用する場合は交通費の自己負担が生じており、その金額が1回の移動で2,000円を超過する場合は、かかった実費から2,000円を控除した金額を補助できるようにしたものである。申請や承認、支払い方法を定義している。	
事務局経費支出規程（新設）	
決裁手続き等を規定している。	
渉外費等支出規程（新設）	
渉外活動やイベントの講師に支払う費用等の決裁手続きを規定している。	
同窓会新奨学金（特別事業）の運営に関する細則（旧細則：大阪府立住吉高等学校奨学金支給細則、大阪府立住吉高等学校新奨学金支給細則）	
旧細則のうち、大阪府立住吉高等学校新奨学金支給細則（以下、新奨学金細則という）をベースに新細則案を作り、大阪府立住吉高等学校奨学金支給細則（以下、奨学金細則という）の内容と新奨学金細則の一部を整理して、給付型奨学金規程と海外短期留学支援奨学金規程を定めた。	
第1条（趣旨）	旧細則の奨学金細則第1条および新奨学金細則第1条の文言を見直し、内容を整理した。
第2条（内容）	旧細則の新奨学金細則第1条と第2条の内容を整理するとともに、実施内容の詳細を規定する「給付型奨学金規程」（報2-31）と「海外短期留学支援奨学金規程」（報2-33）につないだ。
第3条（奨学金特別委員会）	旧細則の新奨学金細則第5条および奨学金細則第3条と第4条の内容を整理するとともに、現状の運営状況に合わせた組織構成に変更した。奨学金特別委員会の活動報告は、旧細則の奨学金細則第15条では学校長から行うとの記述があるが、旧細則の新奨学金細則には定められていないので、コンプライアンス体制の構築の観点から第6項で監査と報告の義務を追加した。
第4条（委員会の業	旧細則の奨学金細則第5条の内容を整理して記述した。奨学金制度運用の状況を定期的に常任幹事会に報告することも明記した。

務)	
第5条(原資)	旧細則の新奨学金細則第6条および第7条を整理し、文面を見直して修正した。また、コンプライアンス体制の構築の観点から資金の流用や移動について制限を明記するとともに、決算の監査義務、予算決算の常任幹事会および幹事総会での承認の必要性も明記した。
第6条(選考)	旧細則の奨学金細則第6条および新奨学金細則第8条を整理し記述した。役員や常任幹事が積極的に選考に関与できるようにするとともに、守秘義務も明記した。
第7条(交付事務)	旧細則の奨学金細則第13条の文言の見直しと、事務長の委員会との連携義務を明記した。
第8条(重要事項の変更)	変更なし(旧細則の奨学金細則第11条)
給付型奨学金規定	
第1条	目的を記述したもの
第2条	旧細則の新奨学金細則第3条の文言の見直しを行なった。
第3条	旧細則の新奨学金細則第3条の一部、および募集時期を記載した。
第4条	旧細則の奨学金細則第6条の前半の文言の見直しを行なった。
第5条	旧細則の奨学金細則第6条の後半の文言の見直しを行い、採否通知および支給時期を明記した。
第6条	旧細則の奨学金細則第7条の文言の見直しを行なった。
第7条	旧細則の奨学金細則第8条の文言の見直しを行なった。
第8条	旧細則の奨学金細則第9および10条の文言の見直しを行なった。
第9条	旧細則の奨学金細則第11条の文言の見直しを行なった。
第10条	旧細則の奨学金細則第12条の文言の見直しを行なった。
海外短期留学支援奨学金規定	
第1条	目的を明記した。
第2条	旧細則の新奨学金細則第4条、第9条および第10条の内容を整理し、文言を見直し修正した。特に、引率教員の交通費等の支出を奨学金特別会計から支出できるようにしたこと、予算限度額を定め、超過が予想される場合の手続きを明記した。
第3条	募集時期および対象を明記した。
第4条	旧細則の新奨学金細則第8条の文言の見直しを行なった。
第5条	旧細則の新奨学金細則第4条の一部の文言を見直した。また、採用通知時期を明示するとともに、保護者の承諾を明記した。
第6条	旧細則の奨学金細則第8条の文言を見直すとともに、第2項および第3項で奨学生に求める義務を明記した。
幹事の選出ガイドライン	
1)	各期、支部、任意組織からは最低限1名の幹事(1号幹事、2号幹事)が出るように、また欠員が生じたときは補充に努めるように対処することを記述した。
2)	各期から推薦を受ける幹事(3号幹事)は、所属する支部や任意組織を考慮しながら、バランスの良い構成となるように努力することを記述した。
3)	幹事の総数の目標を提示するとともに、固定しないようにする努力義務を記述した。